様式第93の3（第104条関係）（平13経産令29・追加、平13経産令250・平17経産令23・令元経産令17・一部改正）

（表面）

第　　号

計量法第148条第4項の規定による立入検査証

所属及び氏名

年　月　日　生

年　月　日　発行

写

真

発行者　　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

（裏面）

計量法（平成４年法律第51号）抜すい

第148条　経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第168条の５　経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

⑹　第148条第１項の規定による立入検査に関する事務（登録事業者に係るものに限る。）

第175条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

⑶　第148条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者